○若年運転者期間に係る運転免許の取消しに伴う事務処理要領の制定について 令和4年5月13日

道本運管第600号(運試合同)

/警察本部各部、所属の長/警察学校長/各方面本部長/各警察署長/宛てみだしのことについては、道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)の施行に伴い、道路交通法(昭和35年法律第105号)第104条の2の4に規定する若年運転者期間に係る取消しについて、新たに別添のとおり「若年運転者取消しに係る事務処理要領」を定め、令和4年5月13日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

若年運転者期間に係る運転免許の取消しに伴う事務処理要領

第1 事務処理体制の確立

警察本部運転免許管理課及び方面本部交通課(以下「業務主管課」という。)の長は、若年運転者期間に係る免許の取消しに該当する者(以下「若年取消該当者」という。)に係る通報及びその者に係る事務処理上必要な資料の送付等が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2 処分決定等

- 1 意見の聴取等
 - (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)(以下「法」という。)第104条の2の4 第1項、第2項又は第4項の規定により免許を取り消そうとする場合は、意見 の聴取を行うことを要する。

当該意見の聴取は免許の取消しに係るものであることから、北海道及び方面公安委員会(以下「公安委員会」という。)がこれを行うこととなる。

- (2) 意見の聴取の通知は、別記第1号様式の意見の聴取通知書により行うこととする。
- (3) 意見の聴取通知書の「処分をしようとする理由」欄の記載については、それぞれの処分理由により次の要領によるものとする。
 - ア 道路交通法施行令(昭和35年制令第270号)(以下「令」という。)第37条の10(若年運転者講習の受講の基準)に該当し、若年運転者講習の通知を受けた者が、法第102条の3の規定に違反して講習を受けないと認めるときは、別表第1の区分1の記載例によるものとする。
 - イ 若年運転者講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関し法の規定等に違反する行為をし、当該行為が令第39条の2の2(若年運転者講習終了者に係る免許の取消しの基準)に該当したときは、別表第1の区分2の記載例によるものとする。
- (4) 法第104条の2の4第1項の規定による免許の取消しに係る意見の聴取手続の開始時期については、法第108条の3の3の規定による若年運転者講習の通知に係る通知書を直接交付した場合には、交付した日の翌日から起算して1月を経過した時点とし、同通知書を配達証明郵便により送付した場合には、「郵便物配達証明書」の配達月日の翌日から起算して1月を経過した時点とする。
- 2 処分決定の決裁

免許の取消処分に係る公安委員会の事務は、法第114条の2において、警察本部長及び方面本部長には委任されていないことから、公安委員会の決裁を受けて処分決定を行うこと。

3 処分決定通知

免許の取消処分の決定を行った時における若年取消該当者の住所地が、当該決定を行った公安委員会以外の公安委員会の管轄区域にある場合には、当該決定を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対し、当該決定を行ったことを別記第2号様式の処分決定通知書を送付して通知するものとする。

第3 処分の移送等

- 1 公安委員会が法第104条の2の4第3項の規定により処分移送通知書(道路交通 法施行規則(昭和35年総理府令第60号)。以下「規則」という。別記様式第19の 3の2の2)を送付するときは、原則として書留郵便により行うものとする。
- 2 法第104条の2の4第1項の規定による取消しに係る処分移送通知書には、当該処分に係る若年運転者講習の通知書(規則別記様式第22の11の2の2)の送付に係る郵便物配達証明書等その他通知した事実の証明に必要な資料を添付するものとし、同条第2項の規定による取消しに係る処分移送通知書には、当該取消しの事由に係る事実の証明に必要な書類等を添付するものとする。
- 3 若年運転者期間に係る処分移送通知書の「理由」欄の記載は別表第1の記載例によるものとし、同通知書の「備考」欄の記載は別表第2の記載例によるものとする。
- 4 令第39条の2の2の基準に該当する処分事由が発生した時における若年取消該 当者の住所地が、当該処分事由の発生地以外の公安委員会の管轄区域内にあると きは、当該処分事由の発生地を管轄する公安委員会から若年取消該当者の住所地 を管轄する公安委員会に対して、別記第3号様式の行政処分関係書類送付書によ り関係書類を送付するものとする。

第4 処分の執行

- 1 運転免許取消処分書の交付の方法等
 - (1) 運転免許取消処分書(規則別記様式第19の3の4の2。以下「取消処分書」という。)の「理由」欄の記載については、別表第3の記載例によるものとする。ただし、法第104条の2の4第1項を理由とするものについては、若年運転者講習受講年月日、違反行為等の発生年月日、違反行為等の種別及び点数欄は削除することができるものとする。
 - (2) 取消処分書を交付する際には、取消処分書の記載内容について記載漏れ又は 記載誤りがないかを確認するものとする。
 - (3) 取消処分書の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で行うものとする。この際、当該者に対して、無免許運転の防止について指導するとともに、当該処分に係る運転免許証を返納させること。
 - (4) 取消処分書を交付する際は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続を書面(以下「不服申立てに関する書面」という。)で教示すること。
- 2 併記免許保有者の取扱い
 - (1) 併記免許を有する者については、取消しに係る免許以外の現に取得している免許の種類(以下「残免許」という。)を記載した新たな運転免許証を作成し、

交付すること。この場合の運転免許証の有効期限は、返納に係る運転免許証と 同一の期限とし、運転免許証交付手数料は徴収しないものとする。

(2) 残免許の運転免許証については、即日交付を原則とするが、何らかの理由により即日交付を行うことができない場合は、返納に係る運転免許証に穴を開けるなど、外観上明白な措置を施した上で、備考欄に

若年取消手続中 年 月 日まで有効 年 月 日○○公委

と記載して押印し、当該運転免許証と引換え又は郵送により残免許の運転免許 証を交付すること。

第5 処分執行の通知

- 1 処分決定通知に係る者に対して取消処分書を交付した場合は、処分決定通知を 行った公安委員会から、当該者の住所地を管轄する公安委員会に対し、処分を執 行したことを別記第4号様式の処分執行通知書を送付して通知するものとする。
- 2 処分決定を行った公安委員会が、後記第6の処分執行依頼をしたときは、当該 処分執行依頼を受けた公安委員会から執行通知書の送付を受けた後に、当該行政 処分に係る者の住所地を管轄する公安委員会に処分執行通知書を送付するものと する。

第6 処分執行依頼

処分執行依頼とは、若年取消該当者の住所地又は居所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合に、取消処分書の交付を当該者の住所地又は居所を管轄する公安委員会に依頼して行うことをいう。

(1) 処分執行依頼の通知

- ア 処分執行依頼は、別記第5号様式の処分執行依頼書に、若年取消該当者に交付する取消処分書、不服申立てに関する書面及び当該処分に係る別記第6号様式に定める若年運転者期間に係る行政処分処理票並びに「北海道警察運転者管理業務実施細則の制定について」(令4.5.13道本運管第599号。以下「運転者管理業務実施細則」という。)に定める違反外処分・短縮・手配登録票(資料区分、処分登録公安委員会コード(警察署コード)、処分年月日及び処分短縮以外のコードを記載したもの。)の写しを添付して行うこと。
- イ 若年取消該当者に交付する取消処分書の余白欄に当該処分執行依頼をする業務主管課において独自の取扱事項を記載している場合にあっては、当該事項を 抹消すること。
- ウ 処分決定通知と共に処分執行依頼を行う場合は、別記第2号様式の表題を「処分決定通知書」から「処分決定通知・処分執行依頼書」に変更し、本文の「当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を決定したので通知する。」の後に、「また、下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する(居住している)者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。」と追加記載して行うものとし、別記第5号様式の処分執行依頼書の作成を省略するものとする。
- (2) 処分執行依頼を受けた業務主管課の措置

若年取消該当者に対し取消処分書を交付するときは、当該処分書の交付者において、当該処分書の通知(交付)年月日を記載して行うものとする。

処分執行依頼を受け、若年取消該当者に取消処分書を交付したときは、別記第7号様式の執行通知書に当該処分書の写しを添付して、返納された運転免許証と 共に処分執行依頼をした都道府県(方面)警察に送付するものとする。

第7 登録

若年取消該当者に取消処分書を交付したときは、運転者管理業務実施細則に定める必要な処分登録を行うものとする。

第8 行政処分処理票の作成

業務主管課は、若年運転者期間に係る行政処分処理票を作成し、その処理経過を明らかにしておくものとする。

別表第1 意見の聴取通知書の「処分をしようとする理由」欄の記載例

区分	記載例	
1	道路交通法第108条の3の3の規定による通知を受 第102条の3の規定に違反して同法第108条の2 号に掲げる若年運転者講習を受けなかったため	
	道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる 習終了後、同法第102条の3に規定する若年運転者 ることとなるまでの間に自動車等の運転に関し同法の する行為をし、当該行為が道路交通法施行令第39条 準に該当することとなったため	期間が経過す 規定等に違反
2	若年運転者講習受講年月日年	月 日
_	違反行為等の発生年月日 違反行為等の種別	点数
	年 月 年 月 日 年	点点点
		合計点数点

処分移送通知書の備考欄の記載例

○若年運転者講習通知書の交付方法 □直接交付 □郵送による
○添付資料□ 若年運転者講習通知書□ 郵便物配達証明書□ 行政処分関係書類□

別表第3

運転免許取消処分書の「理由」欄の記載例

	(処分理由) □ 若年運転者講習不受講 □ 若年運転者講習受講後基準該当										
理	若年運転者講習受講年月日	年 月 日									
	違反行為等の発生年月日	違反行為等の種別	点数								
由	年 月 日 日 日 日 日		计 许 沪								
			合計点数 点								

	第	号
年	月	日

意見の聴取通知書

住 所

殿

公安委員会

道路交通法第104条の2の4第6項の規定に基づき、あなたに対する下記 理由による処分に係る意見の聴取を下記により行うので出頭されるよう通知します。

意見の聴取期日	
意見の聴取場所	
処分をしよう とする理由	

- 備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったとき は、意見の聴取を行わないで処分をします。
 - 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人1 人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあ なたが代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行為を することを委任する旨を記載した文書を提出してください。
 - 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意 見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

別記第2号様式	(第2の3の事項関係)
$\mathcal{L}_{\mathcal{L}}$	

	第		号
年		月	日

公安委員会 殿

公安委員会

処分決定通知書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を決定したので通知する。

記

住 所	
氏 名	年 月 日生
運転免許の種 類	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
取消しに係る 免許の種類	□大型 □中型 □大二 □中二 □普二 □大特二 □け引二
処分の決定日	年 月 日
処分の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第3号様式(第3の4の事項関係)

 第
 号

 年
 月

 日

公安委員会 殿

公安委員会

行政処分関係書類送付書

住所

氏名

上記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する者であるが、当公安委員会において行政処分を要すると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を送付する。

別記第4号様式(第5の1の事項関係)

	第		号
年		月	日

公安委員会 殿

公安委員会

処分執行通知書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、 免許の取消処分を行ったので通知する。

記

住所	
氏 名	年 月 日生
運転免許の種 類	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
取消しに係る 免許の種類	□大型 □中型 □大二 □中二 □普二 □大特二 □け引二
処分執行日	年 月 日
処分の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第5号様式 (第6の(1)のアの事項関係)

 第
 号

 年
 月

 日

公安委員会 殿

公安委員会

行政処分関係書類送付書

住所(居所) 氏名

上記の者は、当公安委員会において処分決定を行った者であるが、貴公安委員会の 管轄区域内に住所を有する(居住している)者であることが判明したので、取消処分 書に係る事実に基づき行政処分の執行を依頼する。

別記第6号様式 (第6の(1)のアの事項関係)

			若	年運転	者期	間に存	系る行		 见分处	1理票	[(甲	1)				
	本	籍														
被	住	所														
	職	業														
処	氏	名														
	免記	忤証番号														
分			_										仮	į.		
	免詞	杵の種類		大中	準普			原け		大	中普	大け			大中	準普
者			種	型型	中型通	自 特二		计引	種	型	型通	特引	免	1	型型	中 型 運
	取	消しに	口大	型 [一中型	Ĭ	<u> </u>			l .						
	係	る免許	口大	二 []中二		普二		大特	[コけら	引二				
		道路交	通法	第10	8条	D 3 0) 3 O)規定	定によ	こる通	知を	受け	けた後	ξ,	同法	第1
処	1	0 2条	D 3 0	規定	に違反	えして	同法	第 1	0 8	条の	2第	1項	第1	4	号に	掲げ
		る若年道	軍転者	 講習	を受け	なか	った	ため)							
分		道路	交通法	法第 1	0 8 須	€の2	第1	項第	等 14	号に	掲げ	る差	F 年 運	転	者講	習終
		了後、「	司法第	等10	2条の	3に	規定	する	若年	運転	者期	間が	経過	」す	るこ	とと
理	2	なるま	での間	引に自動	動車等	≦の運	転に	関し	同法	の規定	定等に	こ違	反す	る行	う為る	をし、
		当該行為	為が道	道路交	通法旅	直行令	第3	9 쇩	€の2	の2	の基	準に	該当	iす	るこ	とと
由		なった方	ため													
[若年運転	者講	習通知]											
	P	記達(交	(付)	年月日		年	E	J	1	日						
[自府県事	案] 他/	存県事	事案									
			発		年	月	E	1								
	加八	移送	元	移送	上											
	火工	17岁心	受		年	月	F	1								
				移送	元											

別記第6号様式(乙)

	若年運転者期間に係る行政処分処理票(乙)												
	口	数	通失	中月	日	j	通知	方法			出頭の有無		
意見の聴取	1回		年	月	日		直接		郎送	□出頭□不出頭□所			E不明
/Live - parryt	2[口											
	3[口											
処分決定	□ 取消し □その他()				
処分手配 (登録)		有	(年	Ξ,	月日	∃)	[] 4	₩			
	発	年	月	日									
処分通知	<i>)</i> L	通	知	先									
	受	年	月	日									
	X	通	知	先									
処分執行	出	頭	通	知		年	月	日	出	頭場所			
X271 +M1	執			行		年	月	日	執行	行場所			
登録票	作	成		有		#		登	録	□済	□未済		
備考													

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - 2 処分理由は、該当番号に○印を付する。
 - 3 登録票は「警察情報管理システムによる運転者管理業務実施細則」の定めるところによる。

別記第7号様式 (第6の(2)の事項関係)

 第
 号

 年
 月
 日

公安委員会 殿

公安委員会

執行通知書

住所(居所) 氏名

行政処分執行依頼書(〇年〇月〇日付け〇〇発第〇号)により、貴公安委員会から 行政処分執行依頼を受けた上記の者に対し、行政処分を執行したので通知する。